

平成30年2月

岩手県自動車販売店協会

定 款

岩手県自動車販売店協会 定款

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は岩手県自動車販売店協会と称する。

第 2 条 本会は自動車販売事業の健全なる発達を計り、以って岩手県自動車産業の発展と自動車の普及に寄与すると共に、会員の共存共栄と相互の親睦を計るを以って目的とする。

第 3 条 本会の事務所は紫波郡矢巾町に置く。

第 2 章 事 業

第 4 条 本会は第2条の目的を達成する為次の事業を行う。

- (1) 自動車販売店の地位向上並びに経営改善に資する事項
- (2) 自動車の販売に資する事項
- (3) 自動車の普及発展に資する事項
- (4) 中古自動車に関する事項
- (5) 前各号に関する統計資料の収集並びに調査研究に関する事項
- (6) 前各号に関する関係官庁並びに諸団体との連絡に関する事項
- (7) 会員相互の連絡協議に関する事項
- (8) その他本会の目的達成に必要な事項

第 3 章 会 員

第 5 条 本会の会員は次の資格を有するものとする。

- (1) 岩手県内における四輪自動車の特約販売店

- 第 6 条 前条の資格を有する者は申込書に入会金を添えて本会に提出し、理事会の承認を得て会員となることができる。
- 第 7 条 入会に関する事項は理事会で別に定める。
- 第 8 条 会員は総会に出席して議決権を行使し、本会の業務に対して意見を述べ説明を求め、又本会の記録を閲覧することができる。
- 第 9 条 会員は会費並びに臨時会費を負担するものとし、会費徴収規定は総会に於いて定める。
- 第 10 条 会員は次の事項によって脱会する。
- (1) 会員の資格を失った時
 - (2) 脱会を希望した時
- 第 11 条 会員が会員としての業務を怠り、本会の名誉を傷付け、又は本会の目的に反する行動した時は総会の決議により除名する事が出来る。
- 第 12 条 脱会又は除名された者は入会金又は本会の資産に対し何等の請求をすることは出来ない。

第 4 章 役 員

- 第 13 条 本会は次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 3名以内とする
 - (3) 専務理事 1名
 - (4) 理 事 15名以内とする
(会長、副会長、専務理事を含む)
 - (5) 監 事 2名以内とする
- 第 14 条 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。但し総会の決議により会員外の者に委嘱する事が出来る。
- 第 15 条 会長、副会長、専務理事は理事会の互選による者を選任する。
- 第 16 条 役員の仕事は次の通りとする。
- (1) 会長は本会を代表し会務統轄する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
 - (3) 専務理事は会長、副会長を補佐し、本会の事務局を掌握管理する。

(4) 理事は理事会を組織し第30条に定めた事項について議決する。

(5) 監事は会計、事業執行の状況を監査し、理事会に於いて意見を述べる事が出来る。

第 17 条 本会には理事会の決議によって顧問並びに相談役を委嘱することが出来る。

第 18 条 顧問並びに相談役は理事会又は総会に出席して意見を述べる事が出来る。

第 19 条 役員、顧問並びに相談役は名誉職とする。但し報酬を支給する時は理事会の決議を経て別に定める。

第 20 条 役員任期は2年とし再選は妨げない。ただし、会長、副会長については各々の任期上限を原則、連続4期8年とする。

第 21 条 本会の事務処理のため事務局を置き事務局とその職員に関する規定は理事会で定める。

第 5 章 会 議

第 22 条 会議は総会並びに理事会とする。

第 23 条 会議は通常総会並びに臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時総会は理事会の決議を経て会長之招集する。

第 24 条 総会と理事会は会長が会期の7日前に其の目的事項を明らかにして之を召集する。共に構成員の2分の1以上の出席を以って成立する。

第 25 条 会議は会長が議長となる。

第 26 条 会議の決定は出席者の過半数をもって決定する。但し可否同数の場合は議長之を決する。

第 27 条 会議は緊急を要する場合又は簡易な事項については、書面によって賛否を求め之に代えることが出来る。

第 28 条 総会に於いて議決する事項は次の通りとする。

(1) 定款の変更

(2) 事業計画並びに収支予算及決算

(3) 会 費

(4) 財産の処分

(5) 役員選任

(6) 除 名

(7) 解 散

(8) その他会長が必要と認めた事項

第 29 条 会長は毎年通常総会に於いて本会の事業報告をなし、収支決算書及監事の意見書を提出して承認を求めるとする。

第 30 条 次の事項は理事会の議決を経なければならない。

(1) 総会に附議すべき事項

(2) 総会の決議によって委任を受けた事項

(3) 会務の執行に関する事項

(4) 定款で定められた事項並びに会長が附議した事項

第 31 条 理事会は本会の目的遂行に必要ありと認めた場合委員会を置くことが出来る。委員会は会長の諮問する事項を調査審議する。

第 32 条 委員会の運営に必要な事項は会長之を定める。

第 33 条 会議並びに委員会は議事録を作成し、会員に配布すると共に本書を保管する。

第 6 章 資産並びに会計

第 34 条 本会の資産は次の各号を以って構成し、本会の会計は之によって処理する。

(1) 会費及臨時会費

(2) 入会金

(3) 寄付金

(4) その他雑収入

第 35 条 本会資産の管理運用は理事会の決めた方法とする。

第 36 条 会長は毎事業年度終了後速やかに次の書類を作成し、通常総会の7日以前に監事の監査を受けるものとする。

(1) 事業報告

(2) 収支決算書

(3) 貸借対照表

(4) 財産目録

第 37 条 本会の事業年度は1ヶ年とし、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終る。

第 38 条 本定款に疑義を生じた場合、又は定めのない事項については理事会に於いて之を決める。

第 7 章 解散並びに決算

第 39 条 本会の定款の変更、解散並びに残余財産の処分については第 26 条に拘らず総会に於いて会員の3分の2以上の同意を必要とする。

第 40 条 本会が解散した場合は理事が精算人となる。この精算人は互選によって代表者を定めることが出来る。

附記

昭和55年2月 改訂

平成 9年2月 改訂

平成16年2月 改訂

平成20年2月 改訂

平成30年2月 改訂